

令和5年度第3回
東京都私立学校審議会
会議録（827回）

令和5年6月19日（月）
都庁第一本庁舎42階 特別会議室A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 ただいまから、「令和 5 年度第 3 回東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告を願います。

○福本私学行政課長 本日は、委員20名のうち、20名全員の御出席をいただいております。

当審議会運営細則第 6 条が定める本会の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

それでは、本日の議案の審議に入ります。

なお、当審議会運営細則第 8 条により、審議会は原則として公開としておりますが、認可に関する議案の審議については非公開となります。

本日の議題は、認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

これより、本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者、報道関係者は、御退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

それでは、私立学校に関する今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○戸谷私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してございます 6 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和 5 年 6 月 19 日付、東京都知事名。

記、1、ブリティッシュ・スクール・イン東京の収容定員に係る学則変更認可について(港区)、ほか 5 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員から、それぞれ説明をさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と新たに諮問される案件 6 件の計 8 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○福本私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第 1 号から議案第 7 号までにつきましては、各部会におきまして了承されておりますことを御報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、既に諮問されている案件から審議することといたします。

初めに、各種学校についての案件でございます。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、学校法人丸和学園の寄附行為認可及び東京外語学園日本語学校の設置者変更認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の平野委員から、調査結果につきまして、説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号及び議案第2号につきまして、御説明いたします。

本案件は、学校法人丸和学園の寄附行為認可及び東京外語学園日本語学校の設置者変更認可についてでございます。

令和5年5月29日に、加茂川主査及び東京都私学部の担当職員と私で、第一部会の部会調査を実施いたしました。部会調査の際、学校法人丸和学園理事予定者である東京外語学園日本語学校の校長から、学校法人設立及び設置者変更の概要などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望・注意事項として、次の6点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底するとともに、生徒の確保を適切かつ着実にいき、継続的・安定的に学校が運営できるように努めること。

2つ目は、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただくなど、学校法人にふさわしい他校の模範となる学校運営を行っていただきたいこと。

3つ目は、日本語学校制度や日本語教師に関する制度の見直し、関係法令の整備を含め、進んでいることから、生徒の確保、管理、及び進路指導に、今後、格別の取組を要することと思われるため、経営の安定化に向けて、一層の努力を行っていただきたいこと。

4つ目は、これまで日本語教育を行ってきた経験を生かし、さらなる日本語教育のカリキュラムを特徴づけ、強化を図るとともに、日本の文化を紹介するなど、より一層教育の質を高めていただきたいこと。

5つ目は、生徒の自己学習や教育相談に関する人的な支援体制づくりを図っていただくとともに、学習相談や進路相談のみならず、留学生のメンタルケアができるよう、施設を含む面談環境の充実を図っていただきたいこと。

6つ目は、校舎が住宅地に隣接しているため、登下校や休み時間に近隣に迷惑をかけることがないように、生徒を十分指導し、引き続き近隣住民との良好な関係を保っていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思っております。

部会調査結果報告については以上でございますが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○福本私学行政課長 それでは、議案第1号及び第2号について、御説明申し上げます。

これは、北区の東京外語学園日本語学校の設置者を佐澤二郎氏から学校法人丸和学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに、学校法人丸和学園の寄附行為認可について、

御説明いたします。

議案第1号、学校法人丸和学園設立要項を御覧ください。

名称は「学校法人丸和学園」で、事務所の所在地及び目的はそれぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する学校名は、「東京外語学園日本語学校」でございます。

理事及び監事につきましては、その配偶者または三親等以内の親族は1人を超えて含まれておりません。監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第2号、東京外語学園日本語学校設置者変更要項を御覧ください。

学校の名称、変更位置は、それぞれ、要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日といたします。

変更の理由は、学校運営の安定性及び永続性を確保するため、学校法人へと設置者を変更するものでございます。

新設置者は学校法人丸和学園、設立代表者は和佐見勝氏、校長は佐澤英子氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、修業年限2年の日本語科Ⅰ－Ⅰ及び修業年限1年6か月の日本語科Ⅱ－Ⅰを設置いたします。入学定員は40名、総定員は80名となります。

教職員組織、校地、校舎につきましては、それぞれ、要項10から12に記載のとおり、設置基準を満たしております。

予算概要及び付近の状況は、要項13及び14に記載のとおりです。

備考欄には、学校の認可年月日を記載してございます。

以上で、議案第1号及び第2号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第1号及び議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続きまして、今回新たに諮問されている案件について、順次、審議することといたします。

初めに、各種学校についての案件でございます。

議案第3号は、ブリティッシュ・スクール・イン東京の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第3号、ブリティッシュ・スクール・イン東京の収容定員に係る学則変更について、御説明いたします。

ブリティッシュ・スクール・イン東京は、各種学校として平成元年9月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび、学校を渋谷から港区麻布台に、国家戦略特別区域内に整備されるインターナショナルスクールとして位置変更を行うことから、これに伴い、収容定員の増員に係る学則変更の認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、令和5年8月1日を予定しております。

変更の理由は、位置変更に伴い、初等教育科の修業年限を拡充することから、収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人渋谷教育学園で、理事長は田村哲夫氏、校長はクリストファー・ポール・タフ氏です。

経費の見積り及び維持方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は、要項8に記載のとおりです。まず、幼児教育科については、修業年限は変わりませんが、各学年の定員・クラス数を変更しまして、総定員が120名から123名になります。また、初等教育科につきましては、修業年限を3年から6年に変更し、既存の学年についてもクラス数を増やすことにより、総定員が180名から617名になります。これにより、学校の総定員は300名から740名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9から11に記載のとおり、移転に伴いまして、拡充しています。いずれも、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考に御覧ください。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、専修学校についての案件でございます。

議案第4号は、王子経理専門学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第4号、王子経理専門学校の廃止認可について、御説明いたします。

王子経理専門学校は、昭和54年3月26日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このた

び、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、学生数減少により、学校運営の継続が困難となったためです。

設置者は池田洋介氏で、校長も同じく池田洋介氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、令和 4 年度末をもって全員卒業または転校しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、令和 4 年度末をもって退職しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、北区が保管します。

資産の処置については、要項 10 に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第 4 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 5 号は、板橋区医師会立看護高等専修学校の廃止認可についてでございます。

それでは、事務局より、説明願います。

○担当者 それでは、議案第 5 号、板橋区医師会立看護高等専修学校の廃止認可について、御説明いたします。

板橋区医師会立看護高等専修学校は、昭和 42 年 9 月 8 日に専修学校の認可を受けた学校ですが、このたび、廃止認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきまして、御説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項 1 及び 2 に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由は、受験生の減少及び医療における准看護師の需要減少のためです。

設置者は公益社団法人板橋区医師会で、代表理事は齋藤英治氏で、校長も同じく齋藤英治氏です。

生徒の処置については、要項 7 に記載のとおり、令和 4 年度末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、法人内で配置転換または退職してい

ます。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何か御質問はございませんでしょうか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、小中高校関係についての案件でございます。

議案第6号はかえつ有明中学校の収容定員に係る学則変更認可、議案第7号はかえつ有明高等学校の収容定員に係る学則変更認可についてでございます。

本議案につきましては、加茂川委員が案件の関係者でございますので、加茂川委員にはここで御退席をお願いいたします。

(加茂川委員退室)

○近藤会長 それでは、事務局より、2件まとめて御説明願います。

○担当者 それでは、議案第6号について、御説明いたします。

これは、学校法人嘉悦学園が設置しておりますかえつ有明中学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ、要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充による教育効果の向上を図ること、及び、中学校への入学希望者の増加に対応するため、中学校の収容定員を増員するものです。

変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。変更前の収容定員540名、1学年5学級180名であるものを、変更後は、45名増員し、収容定員585名、1学年6学級195名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和8年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7から9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第6号についての説明を終わります。

続いて、議案第7号について御説明いたします。

これは、学校法人嘉悦学園が設置しておりますかえつ有明高等学校の収容定員に係る学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ、要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、中高一貫教育の拡充による教育効果の向上を図ること、及び、中学校への入学希望者の増加に対応するため、高等学校の収容定員を減員するものです。

変更の時期は、令和6年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項6を御覧ください。普通科については、変更前の収容定員660名、1学年6学級220名であるものを、変更後は、45名減員し、収容定員615名、1学年6学級205名にいたします。また、変更後の経過措置につきましては、変更後の欄の表のとおり、令和8年度で完成する予定になっております。

校舎、教職員組織につきましては、要項7から9に記載のとおり、いずれも認可基準を充足しております。

備考欄には、設置認可年月日、本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載しておりますので、御参照ください。

以上で、議案第7号についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何か御質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

○近藤会長 それでは、議案第6号及び議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、ここで再び加茂川委員に入室をお願いいたします。

(加茂川委員入室)

○近藤会長 次に、今回諮問のみで継続審議とする案件になりますが、議案第8号は、不登校特例校である東京みらい中学校の設置認可についてでございます。こちらは第三部会の所管でございますので、部会の委員の皆様には、部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回は、7月18日、火曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

御審議をありがとうございました。

午後3時20分閉会